

滋賀県制度融資のご案内  
**開業資金（創業枠・創業サポート枠）**

県では県内での起業・創業を資金面から支援するため、開業資金を設けています。

令和5年度から国における経営者保証不要とする創業時の保証制度を活用できるよう、経営者保証免除対応の要件を追加しています。ぜひご活用ください。

(創業枠)		(創業サポート枠)
 <b>資金用途</b> (※1)	県内で新たに事業を開始するため、および県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な設備資金、運転資金	
 <b>融資対象者</b> (※2)	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者</li> <li>②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または、設立後5年未満の者</li> <li>③会社が事業を継続しながら新たに設立された会社であって、事業を開始しようとする会社または、設立後5年未満の会社</li> <li>④事業を営んでいない個人が開業後、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継させ設立した会社（ただし、開業後通算5年未満の場合に限る。）</li> </ul>	<p>左記創業枠の融資対象者の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する方</p> <p>(ア)認定特定創業支援等事業の支援を受けた者          （対象となる事業は、各市町にお問い合わせください）         <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業6か月前から利用可能</li> <li>・融資限度額3,000万円まで利用可能</li> </ul> </p> <p>(イ)県内インキュベーション施設の入居者          (ウ)所定の県の創業支援策の対象者          (工)商工会議所、商工会、産業支援プラザ、滋賀県信用保証協会の経営支援を受けた者</p>
 <b>融資限度額</b> (※3)	運転・設備合計 2,500万円	
 <b>融資利率</b> (※4)	年1.20%	
 <b>信用保証料</b>	<p>必ず保証協会の保証つき          保証料率 年1.0%          （一般保証利用の場合、年0.37%～1.82%）</p>	<p>必ず保証協会の保証つき          保証料率 年0.5%          （一般保証利用の場合、年0%～1.32%）</p>
	融資対象者②③④について、経営者保証免除対応を適用する場合（スタートアップ創出促進保証を利用する場合）は、0.2%を上乗せする。	
 <b>融資期間</b> (※5)	7年以内（据置1年以内）	
 <b>担保・保証人</b> (※6)	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。）	
 <b>受付機関</b>	各商工会議所・各商工会・滋賀県産業支援プラザ	
 <b>取扱金融機関</b>	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会	

※1 設備資金の場合は、融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 同一年度内の利用は設備資金、運転資金それぞれ1回を限度とします（条件がありますので、詳しくは受付機関等へご確認ください）。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 融資期間は1年以上となります。

※6 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択することができます。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等をご参照ください。

(特記事項) • 経営者保証免除対応を適用する場合（スタートアップ創出促進保証を利用する場合）であって、かつ保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要です。

• 女性の場合、「開業資金（女性創業枠）」がご利用いただける場合があります。

• **北部地域（高島市、長浜市、米原市）で開業する場合、「開業資金（北部振興枠）」がご利用いただける場合があります。**

• 上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

• 融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和7年4月1日現在

お問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3732 / FAX:077-528-4871